

中山間地域等直接支払交付金

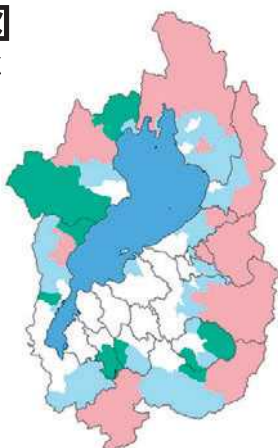
中山間地域の農業生産活動が継続できるような地域の取組を支援します。

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域などにおいて、耕作放棄の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付しています。交付金は、耕作放棄の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

対象地域図

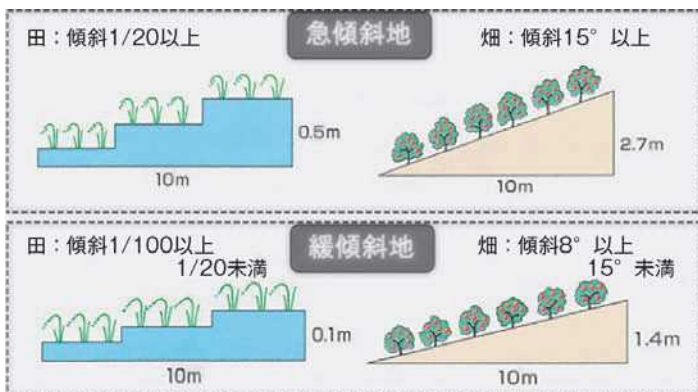
※令和5年3月末時点

- 特定農山村法等地域振興立法の指定地域
- 知事が指定する条件不利地域(知事特認地域)
- 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域



傾斜基準

※緩傾斜地については市町長が特に必要と認めた場合に限る



交付対象となる活動

基礎活動

- ・ 集落マスタープランの作成
- ・ 耕作放棄の発生防止等の活動
- ・ 水路・農道などの管理活動
- ・ 多面的機能を増進する活動

体制整備に向けた活動

- ・ 集落戦略 (6～10年後の集落の将来像) の作成



より前向きな活動

- ① 棚田地域振興活動
- ② 超急傾斜農地の保安全管理
- ③ 集落協定の広域化
- ④ 集落機能の強化
- ⑤ 生産性の向上

交付対象となる活動事例



畦塗り



水路の泥上げ



獣害防止柵の補修



景観作物の作付け



他団体との共同活動



モアによる草刈り作業